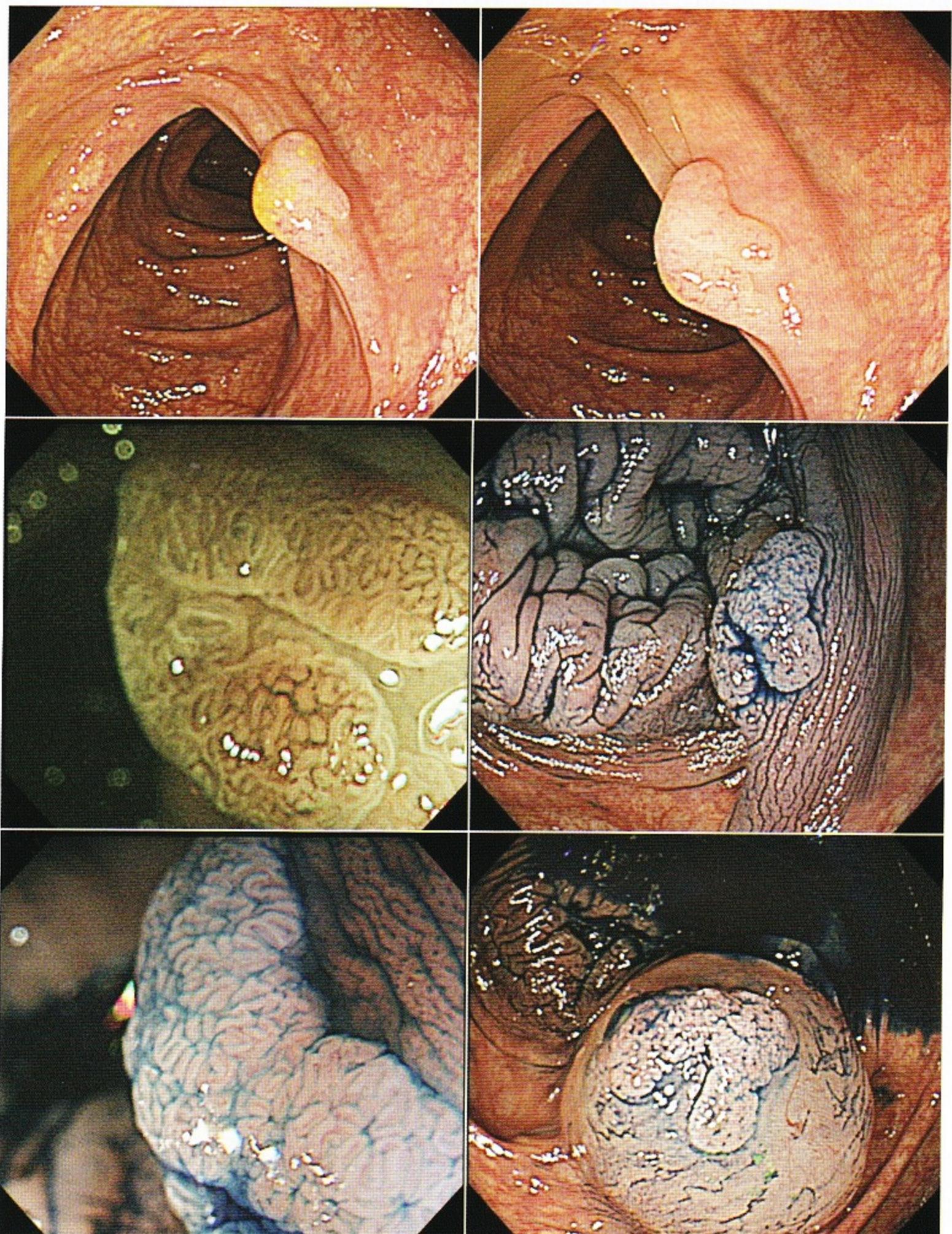


## 内視鏡診断上、腺腫とSSA/Pの診断に迷う病変

藤井隆広

Takahiro FUJII

図  
1 2  
3 4  
5 6



藤井隆広クリニック

[〒104-0061 東京都中央区銀座4-13-11 銀座M&Sビル]

\*図説は次ページにあります。

40歳代、男性

主訴：腹痛

既往・家族歴：特記すべきことなし

現病歴：起床後に軽度の腹痛があり、平成24年1月に当院受診し、大腸内視鏡検査を行った。横行結腸に13mmのポリープを認め、内視鏡切除を施行した。

内視鏡診断はSSA/Pと腺腫に迷ったが、病理診断ではSSA/P with cytological dysplasia (WHO)の診断であった。

横行結腸に大きさ13mmの表面に粘液付着を有するI<sub>s</sub>型ポリープを認める(図1)。隆起表面は平滑で正色調の病変であり、明らかな分葉所見は認めないが、LST-NGでみられる偽足様所見を伴う(図2)。NBI拡大観察では(図3)、vascular patternにおいて毛細血管増生をわずかに認め、佐野分類のCP type IIに相当し、腺腫性病変を疑った。図4のインジゴカルミン色素散布では、隆起表面にわずかな分葉所見を認め、偽足様所見もみられる。この時点では、腺腫性病変を強く疑った。しかし、図5の色素下拡大観察では、III<sub>L</sub>型pitに鋸歯状所見を伴うIII<sub>H</sub>型pitが認められ、SSA/Pも否定できないと考えたが、図6のEMR局注による粘膜膨隆上の病変形態は、偽足様所見が明らかになり、最終的にはIIa(LST-NG)の腺腫性病変と診断した。

## 内視鏡診断のポイント

SSA/Pを疑うべき所見としては、1)隆起表面に粘液付着を認めること、2)腸管内空気量の増減により、I<sub>s</sub>型の隆起形態からIIa様の形態に容易に変化

図1 横行結腸に13mmの表面に粘液付着を伴うI<sub>s</sub>型ポリープを認める。

図2 粘液除去後の通常内視鏡像：辺縁には偽足様所見を認める。

図3 NBI拡大観察像：Vascular patternでは、網目状血管(meshed capillary vessel)が確認され、佐野分類におけるCP type IIに相当する。

図4 インジゴカルミン色素散布像：偽足様所見と隆起表面には、わずかではあるが分葉所見が認められる。

図5 インジゴカルミン色素散布拡大像：III<sub>H</sub>型pitを疑う。

図6 EMRの際の粘膜下局注像：偽足様所見が明瞭化

する軟らかな腫瘍性病変であること、3)拡大観察上、III<sub>L</sub>型pitとは異なるIII<sub>H</sub>型pitを示したこと、などがあげられる。

一方、腺腫と診断した所見は、1)NBI拡大観察上、網目状血管(meshed capillary vessel)が確認され、佐野分類におけるCP type IIに相当する。2)色素散布下通常観察では、隆起表面に、わずかではあるが分葉所見を認める。3)偽足様所見を認める、などである。

本病変が、SSA/P with cytological dysplasiaであるという結果から、上記所見を考察するならば、III<sub>H</sub>型pitを最重要所見と考えるべきであり、インジゴカルミン色素散布に加え、crystal violet染色下拡大観察によるIII<sub>H</sub>型pitの確認が必要であった。NBI拡大観察では、CP type IIとしたため、SSA/Pよりも腺腫を疑った。SSA/Pに対するNBI観察所見は、いまだ明らかにされていないが、通常経験するSSA/PはCP type Iが多いように思われる。

しかし、本病変のようにSSA/P with cytological dysplasiaでは、血管パターンが腫瘍性病変の性格としてCP type IIを呈するとも考えられる。さらに、偽足様所見については、本来LST-NGの特徴ではあるが、過形成ポリープの辺縁像において花弁状を呈することが特徴の一つであり、偽足様所見に類似した発育形態がSSA/Pにみられるともいえる。

本病変に対する内視鏡観察では、前述したようにcrystal violet染色、さらにnon-traumatic tubeを用いたうえで、病変を正面視するなどの詳細な観察を行うべきであった。少なくとも10mm以上のSSA/P疑い病変については、crystal violet染色下拡大観察を必須とした写真記録、診断を徹底していきたいと考えた1例である。

## 病理組織学的所見

図7は鋸歯状病変に対する弱拡大像で、写真中央の4腺管に寸胴状拡張を認め、図8(中拡大像)、図9(強拡大像)にみられる腺管には細胞異型を伴っており、WHOの診断基準ではSSA/P with cytological dysplasiaと診断される病変である。しかしながら、大腸癌研究会による診断基準では、鋸歯状腺管の陰

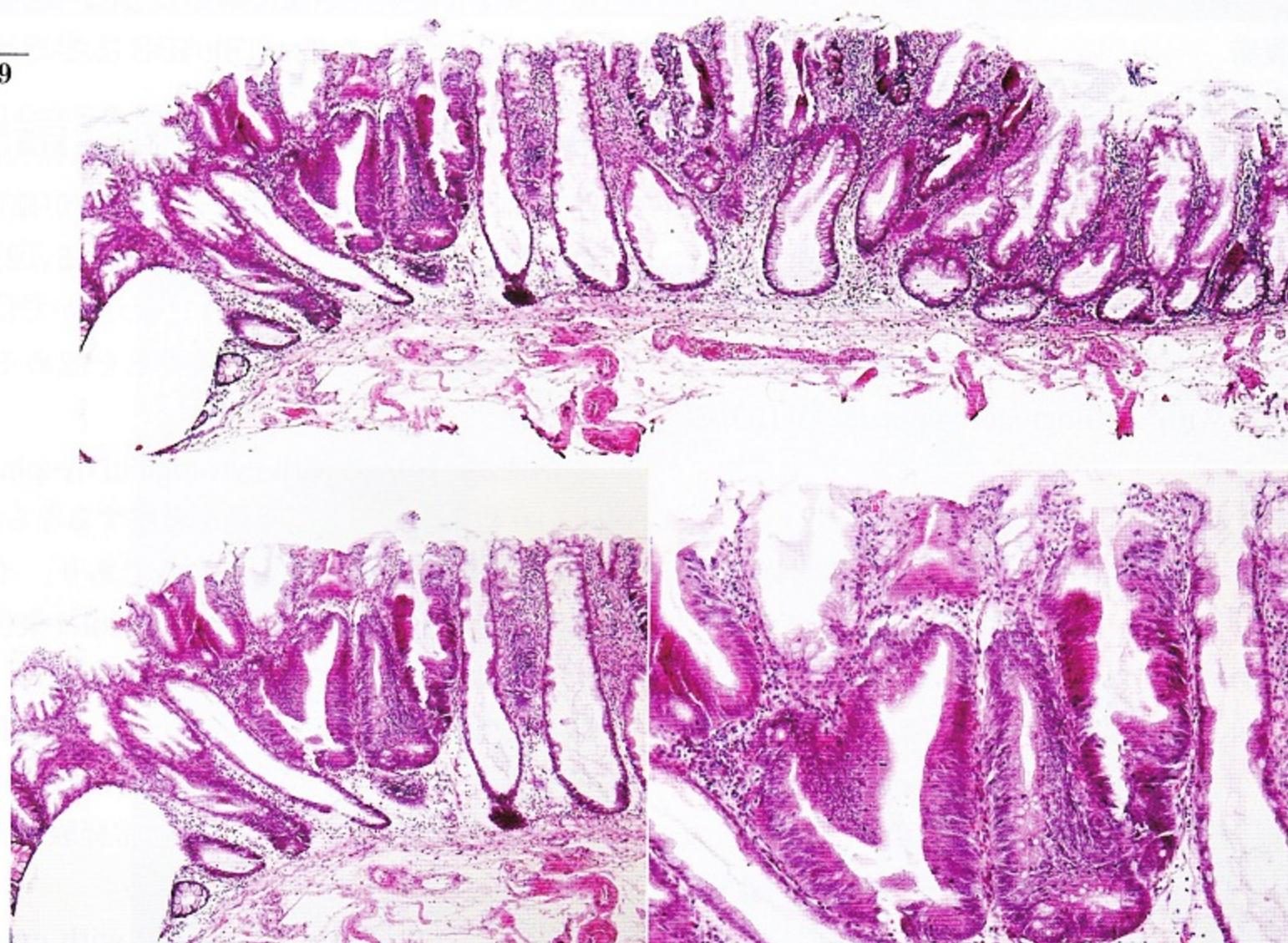


図7 SSA/P with cytological dysplasia

病巣中央から右側に SSA/P の像がみられ、左 1/3 に腫瘍像がみられる。

図8, 図9 cytological dysplasia (腫瘍)の組織像 中拡大(図8)と強拡大(図9)

窩には不規則分岐は認めないものの、陰窩底部の水平方向への変形所見をとるかどうかは、診断医によって意見の分かれることである。

#### 本症例のまとめ（藤盛孝博）

WHO分類では SSA/P with cytological dysplasia

と記載されている。診断基準の表で示すように、本例は寸胴型拡張が目立ち、不規則分岐や水平方向への分岐が目立たない組織像である。しかし、組織像全体(図7)としては、SSA/Pと診断するJSCCRの条件は満たしている。